

令和7年度第2回四街道市多文化共生推進プラン策定懇談会

次第

日 時：令和7年8月9日（土）

10時00分～

場 所：四街道市文化センター 206号室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議の公開・非公開

4. 議 題

(1) 四街道市多文化共生推進プラン（素案）について

5. その他

6. 閉 会

四街道市多文化共生推進プラン (素案)



令和 7 年 月

四 街 道 市

市長のあいさつ

目 次

第1章 プランの策定にあたって

1. プラン策定の背景・趣旨	1
2. プランの位置付け	2
3. プランの期間	2
4. プランの進行管理	2

第2章 四街道市における外国籍市民の状況

1. 人口・割合	令和7年4月1日時点	3
2. 国籍・地域別の内訳	令和7年4月1日時点	4
3. 在留資格別の内訳	令和6年6月末時点	5
4. 年齢階層別人口	令和7年4月1日時点	7

第3章 プランの基本的な考え方

1. 基本理念	8
2. 基本方針	8
3. 施策の体系	9

第4章 施策の展開

基本方針1	コミュニケーション支援	10
基本方針2	生活支援	13
基本方針3	誰もが活躍できる地域づくり	16

資料編

- ・プラン策定の経過・コラム
- ・各種アンケート調査結果
- ・四街道市多文化共生推進プラン策定懇談会設置要綱
- ・四街道市多文化共生推進プラン策定本部要綱

○「多文化共生」の定義について

総務省の定義によると、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とされています。

○「外国人市民」・「外国籍市民」の定義について

本プランにおいて、「外国人市民」は、国籍が日本であっても、外国にルーツを持ち、言葉、生活習慣や文化等が日本と異なる方々も包括しています。

また、「外国籍市民」は、国籍が外国籍の人を指します。本プランに係る統計データやアンケート調査で使います。

第1章 プランの策定にあたって

1. プラン策定の背景・趣旨

日本における在留外国人は、376万8,977人（令和6年12月現在）で、前年同月比約10.5%の増加となっており、過去最多を更新しています。日本の総人口は、1億2,374万人（令和6年12月1日人口統計概算値（総務省統計局））で、在留外国人が占める割合は、約3.05%となっています。

このように外国人が日本社会に占める割合は年々増加しており、地域社会での多文化共生が課題となっています。

このような背景を受け、総務省は、平成18年に地方公共団体の多文化共生の推進を促すため「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。その後、令和2年の改訂により、地方公共団体に対して、地域の実情を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画の見直しなどを行い、多文化共生施策の推進をするよう通知しました。

また、令和6年6月には、技能実習制度を発展的に解消し、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として、育成就労の在留資格を創設することなどを柱とした「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）」が成立しました。

県は、令和2年3月に、外国人県民を取り巻く課題を整理し、多文化共生の理念や方向性を取りまとめた、「千葉県多文化共生推進プラン」を策定しました。その後の、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の施行や、国による育成就労制度の創設など、社会的背景の動きを踏まえ、令和6年12月に「千葉県多文化共生推進プラン」を改訂し、「千葉県外国人活躍・多文化共生推進プラン」を策定しました。

本市の外国籍市民は、平成27年4月に1,450人でしたが、令和7年4月では3,923人となり、この10年間で2,473人増加しています。外国人比率は、令和6年6月末で3.9%と県内12位となっており、外国人市民も含むすべての市民が、安心して暮らせる地域社会の環境づくりが更に重要となっています。

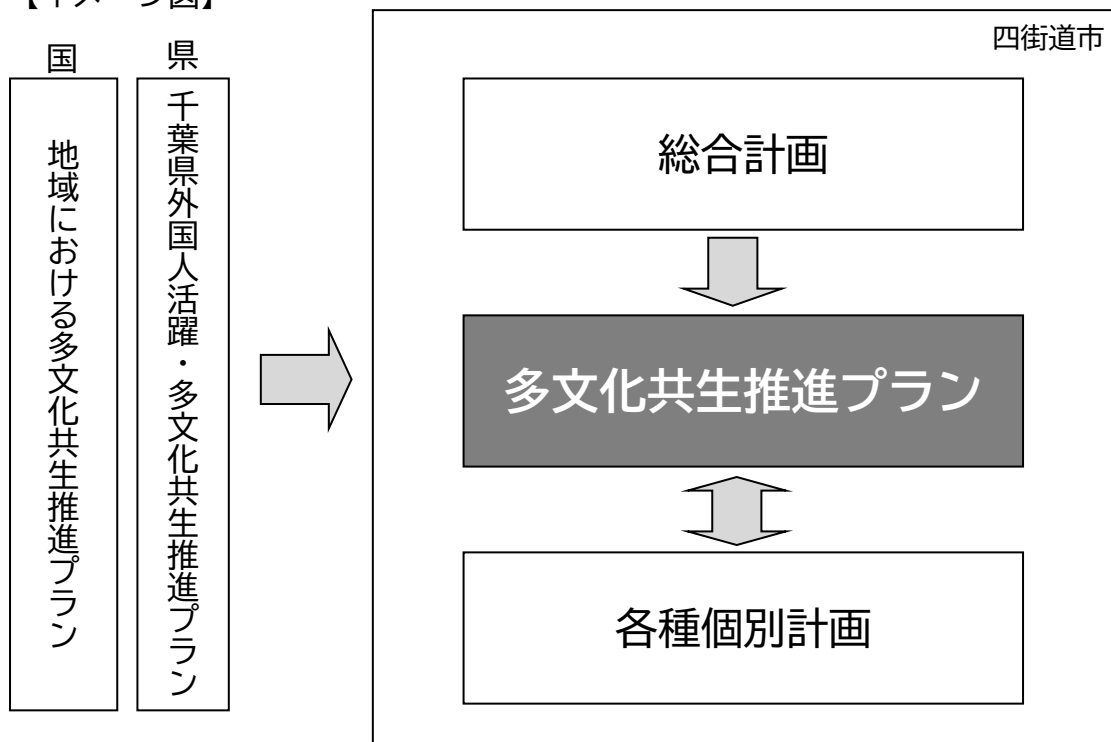
このような状況を踏まえ、本市は多言語音声翻訳機器の導入、市ホームページにおける翻訳言語対応などにより行政サービスの向上に努めています。小・中学校では日本語指導が必要な外国人児童・生徒に対し、学校の要請に応じて語学指導員の派遣等、多文化共生推進に向けた取組を実施してきました。

四街道市総合計画では、多文化共生社会の推進を重点事業に掲げていることから、市は、国籍や言語、文化が異なる人々が地域社会の一員として、みんなとともに支え合いながら自分らしく暮らしていけるよう、「四街道市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生を推進してまいります。

2. プランの位置付け

本プランは、国や県の多文化共生推進プランを踏まえ、上位計画である総合計画に基づき、関連計画と連携しながら取り組みます。

【イメージ図】



3. プランの期間

令和 8（2026）年度～

※国際情勢や国、県における多文化共生に係る方針など、多文化共生を取り巻く状況の変化や制度の変更に柔軟に対応するため、期間を定めず、必要に応じて見直しを行います。

4. プランの進行管理

本プランに掲げる取組の進捗状況を必要に応じて調査・確認し、庁内会議において情報を共有することで、全庁横断的に多文化共生施策を推進します。

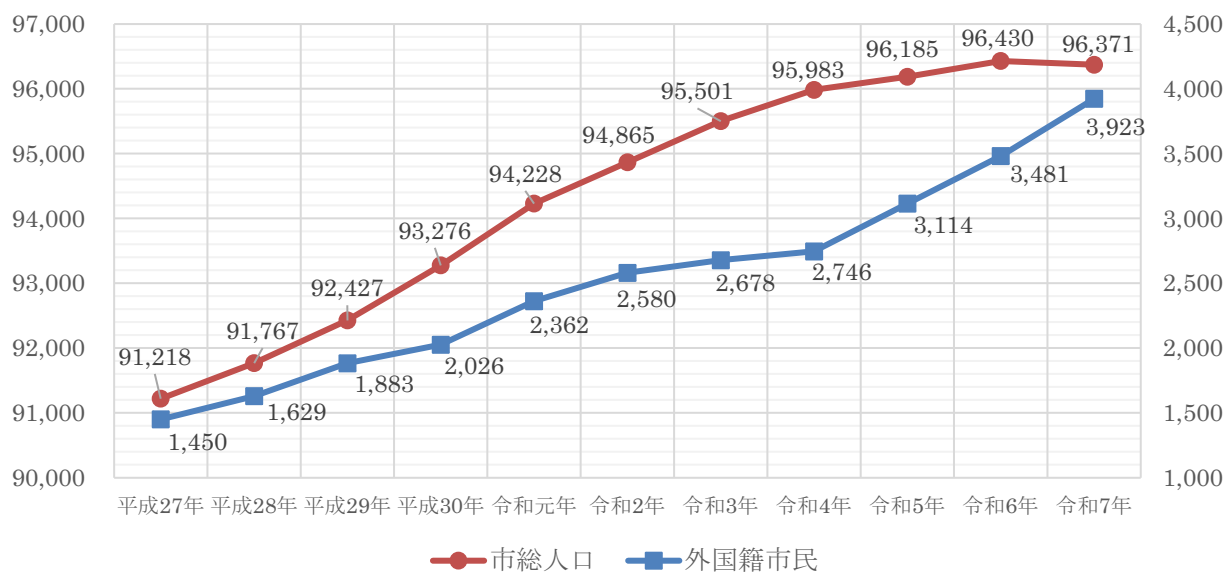
第2章 四街道市における外国籍市民の状況

1. 人口・割合 令和7年4月1日時点

本市における総人口は平成27年から令和7年までの直近10年間で5,153人増加しており、うち外国籍市民は、2,473人増加しています。また、総人口に占める外国籍市民の割合は10年間で約2.6倍に増加しています。

人口・割合	四街道市（H27）	四街道市（R7）	千葉県（R7）
総人口（A）	91,218人	96,371人	6,271,154人
外国籍市民（B）	1,450人	3,923人	232,588人
人口に占める外国籍市民の割合 （B）／（A）	1.59%	4.07%	3.71%

◆人口の推移（平成27年～令和7年）

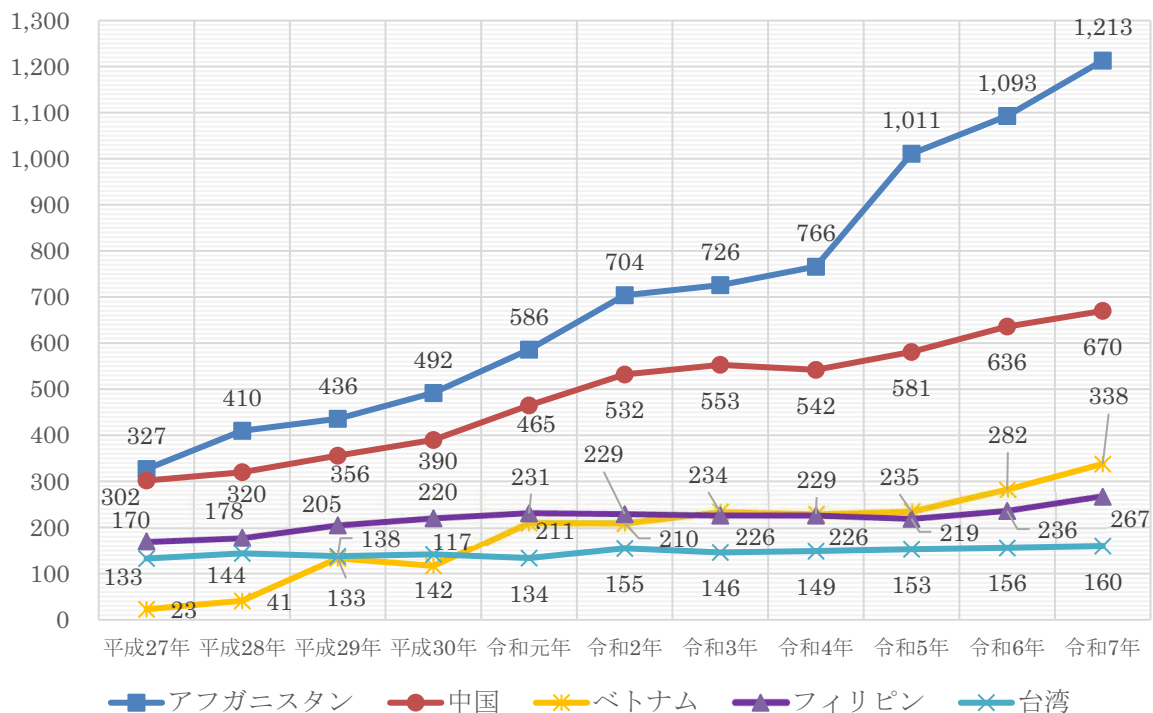


2. 国籍・地域別の内訳 令和7年4月1日時点

本市には約70か国の外国籍市民が在住しており、国籍・地域別でみると、アフガニスタンの1,213人が最も多く、中国の670人と合わせると全体の48.0%を占めています。以下、ベトナム、フィリピン、台湾が続いています。

順位	国籍	人数
1	アフガニスタン	1,213人(30.9%)
2	中国	670人(17.1%)
3	ベトナム	338人(8.6%)
4	フィリピン	267人(6.8%)
5	台湾	160人(4.1%)
	その他	1,275人(32.5%)
計		3,923人(100%)

◆国籍・地域別の推移（平成27年～令和7年）



3. 在留資格別の内訳 令和6年6月末時点

在留資格別では、家族滞在が814人と最も多く、次いで永住者、技術・人文知識・国際業務と続いています。家族滞在は、外国籍市民が主に日本で事業を行い、生活基盤が安定したら、本国にいる家族を呼び寄せる傾向があるため、多くなっていると考えられます。

順位	在留資格	人数
1	家族滞在	814人(22.1%)
2	永住者	798人(21.7%)
3	技術・人文知識・国際業務	695人(18.9%)
4	技能実習	355人(9.6%)
5	経営・管理	180人(4.9%)
6	特定技能	159人(4.3%)
7	特定活動	152人(4.1%)
8	定住者	151人(4.1%)
9	日本人の配偶者等	122人(3.3%)
10	永住者の配偶者等	81人(2.2%)
	その他	174人(4.7%)
計		3,681人(100%)

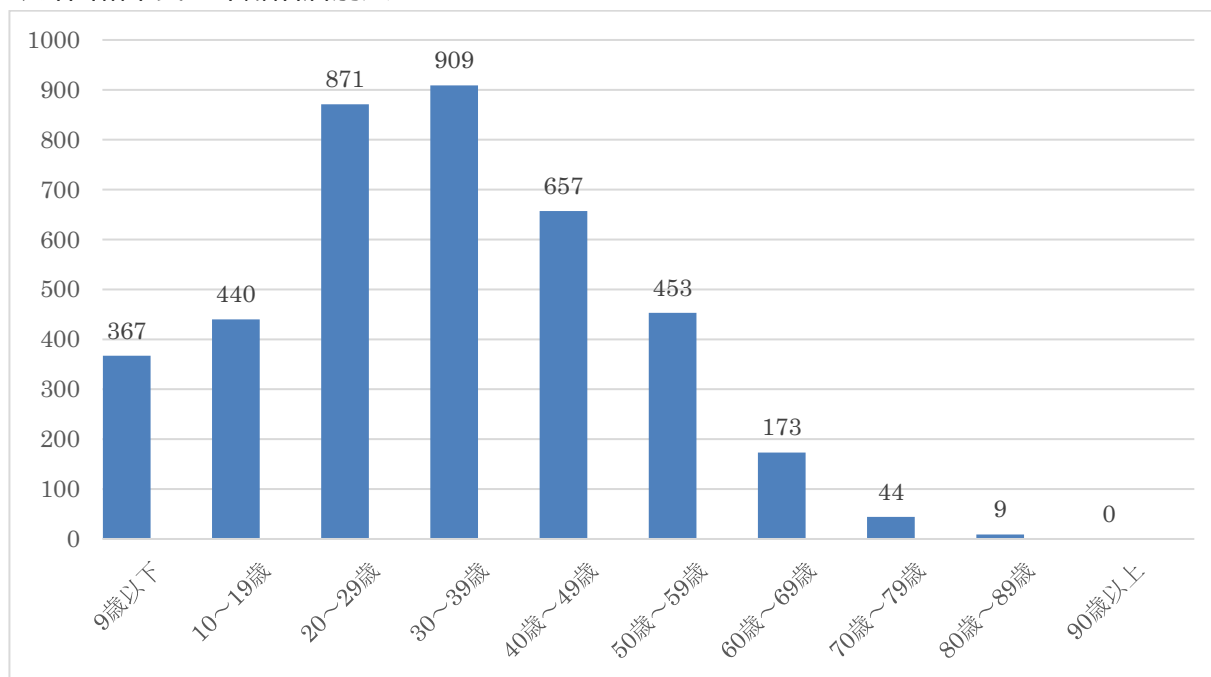
在留資格の説明

在留資格		該当例	在留期限
家族滞在		在留外国人が扶養する配偶者・子	5年を超えない範囲
永住者		法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
技術・人文知識・国際業務		機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
技能実習	1号	食品製造、建設、農業、機械・金属関係などの技能実習生	1年
	2号		2年
	3号		
経営・管理		企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
特定技能	1号	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年を超えない範囲
	2号	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
特定活動		外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は5年を超えない範囲
定住者		第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は5年を超えない範囲
日本人の配偶者等		日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等		永住者・特別永住者の配偶者及び日本の国内で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月

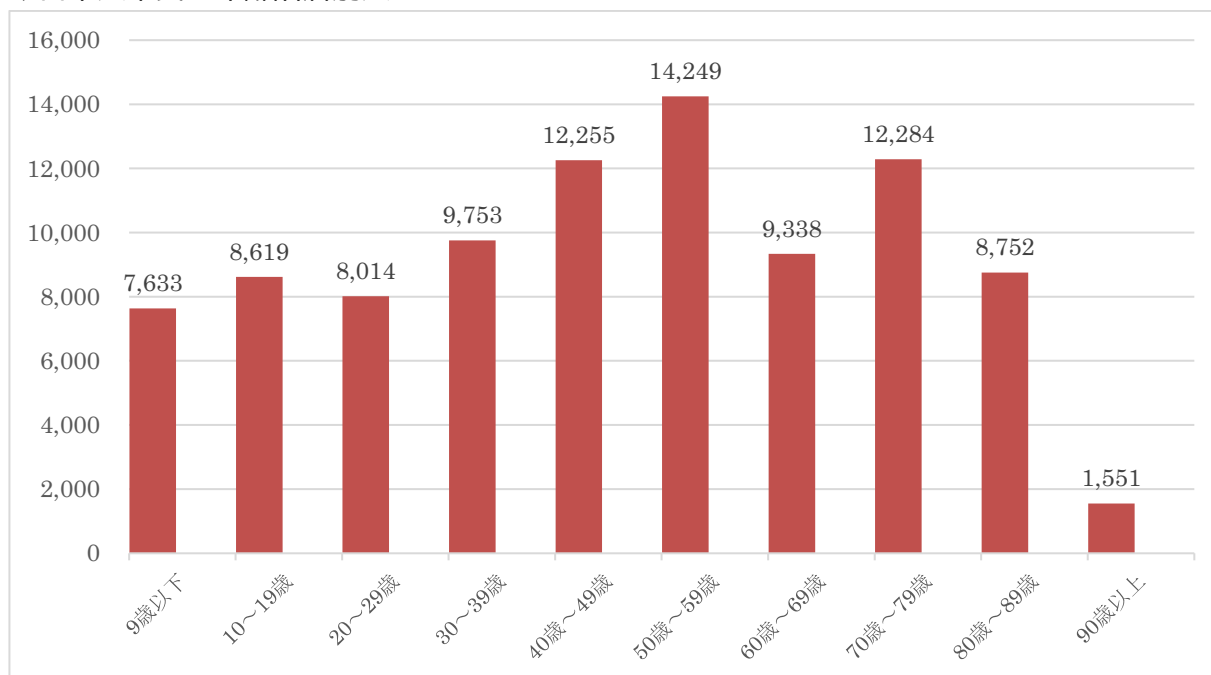
4. 年齢階層別人口 令和7年4月1日時点

日本人は少子高齢化の傾向が強いですが、外国籍市民は30歳～39歳が最も多く、次いで20歳～29歳、40歳～49歳と生産年齢人口が多いことがわかります。

◆外国籍市民の年齢階層別人口



◆日本人市民の年齢階層別人口



第3章 プランの基本的な考え方

1. 基本理念

誰もが住みやすく、活躍できる多文化共生社会を目指して

四街道市総合計画の基本構想では、新たなまちづくりの方向性を、「幸せつなぐ 未来への道しるべ」と定め、現役世代をはじめ、子どもから高齢者まで、さまざまな年代や立場からみたそれぞれが想う幸せな未来へとつなぐため、4つのまちづくりの道を設定しました。そのうち「人によりやさしい道」では、だれにとっても住みやすく、生涯活躍でき、みんなが主役の四街道であることを大切にしています。多文化共生推進プランでは、「誰もが住みやすく、活躍できる多文化共生社会を目指して」を基本理念とし、国籍が異なる住民同士が互いの生活習慣や文化を理解し、地域社会の一員として支えあう多文化共生社会の実現を目指していきます。

2. 基本方針

基本理念の実現を目指すためには、地域社会における多文化共生の実現が不可欠です。地域づくりは、多様な背景を持つ人々が安心して暮らし、互いに協力し合う活動であり、重要な土台となります。そこで地域づくりの主体である市民、市民団体、事業者など地域社会を構成するすべての主体が、市と共に連携し、推進していくことが大切です。

そのため本市では次の3つの基本方針を設定し、互いに社会的役割、組織の強み、特性を生かした協力体制のもと、具体的な施策を推進します。

基本方針1 「コミュニケーション支援」

様々な国籍の市民が本市で生活していることから、行政・生活情報の多言語での情報発信の充実並びに多言語相談体制の推進及び日本語教育を推進します。

基本方針2 「生活支援」

外国人市民の定住化の傾向に伴い、地域において安心して生活をできるよう、教育、医療、保健、福祉、子育て、防災、災害時などの分野におけるサポートの充実に努めます。

基本方針3 「誰もが活躍できる地域づくり」

国籍、生活習慣、文化が異なる住民同士が互いを理解し、地域社会の一員として支えあう地域づくりを目指していきます。また、多文化共生意識の啓発・醸成や外国人市民の社会参画を支援します。

3. 施策の体系

基本理念 誰もが住みやすく、活躍できる多文化共生社会を目指して

基本方針1 コミュニケーション支援

- ― 施策1 行政・生活情報の多言語等での情報発信の充実
- ― 施策2 多言語相談体制の推進
- ― 施策3 日本語教育の推進

基本方針2 生活支援

- ― 施策1 教育に関する支援
- ― 施策2 医療・保健・福祉・子育て等に関する支援
- ― 施策3 防災・災害時の対策

基本方針3 誰もが活躍できる地域づくり

- ― 施策1 多文化共生意識の啓発・醸成
- ― 施策2 外国人市民の社会参画支援

第4章 施策の展開

基本方針1 コミュニケーション支援

施策1 行政・生活情報の多言語等での情報発信の充実

本市では、行政・生活情報の多言語等での情報発信について、市ホームページをはじめ、小・中学校からの保護者向け通知文や指定ごみ袋に多言語の表記をするなどの対応をしています。

今後は、優先順位を考慮し多言語情報の発信を充実させていきます。また、日本語の能力が十分でない外国人市民に、多言語による情報提供は必要ですが、外国人市民のすべての母国語で情報を提供することは難しいことから、日本語に不慣れな外国人市民にもわかりやすい「やさしい日本語」を推進します。

◆施策1の主な取り組み

取組名	取組内容	担当課
多言語及びやさしい日本語による情報発信	公共サイン、刊行物、掲示物などについて、必要に応じて多言語及びやさしい日本語による情報発信をします。	関係各課
市ホームページの多言語対応	市ホームページ内に掲載している内容を、自動翻訳サービスを利用して多言語で掲載します。	政策推進課
多言語音声翻訳機器などの翻訳機器の活用	窓口部門で多言語対応が必要な場合、翻訳機器での通訳を行います。	関係各課
生活のルールに関する情報提供	国（出入国在留管理庁）が作成した外国人市民のための生活オリエンテーション動画を市ホームページやチラシ等で紹介します。その他、外国人市民向けの生活ルールを学ぶ機会の提供を検討します。	みんなで課
住宅の確保に関する情報提供	住宅の確保に配慮が必要な外国人市民に対して、住まい探しをサポートする不動産仲介業者の情報を提供します。	みんなで課
ごみ出しルールの多言語対応	ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」やホームページにおいて、多言語に対応したごみ分別表や収集スケジュールを提供します。また、指定ごみ袋本体及び外装袋の表示を多言語化します。	廃棄物対策課 クリーンセンター
市役所窓口の三者間通話	外国人市民が、医療、福祉、出産・子育て等の生活に関わる様々な事柄について、相談や各種申請手続などのために窓口を訪れた際に、国（出入国在留管理庁）が提供する通訳支援事業を利用し外国人市民との円滑なコミュニケーションを支援します。	関係各課

施策２ 多言語相談体制の推進

窓口部門において、多言語音声翻訳機器の使用や、電話通訳サービス（出入国在留管理庁提供）を利用するなど、多言語翻訳の対応をしていますが、多言語音声翻訳機器の翻訳精度の低さや電話通訳サービスにダリー語が対応していない等を理由に、円滑な案内が難しいケースが多いことが現状です。このような状況の中、令和７年度より字幕表示システムを活用したユニバーサル窓口を設置しており、一元的かつ円滑なコミュニケーションが取れるように多言語相談体制を整備しています。

外国籍市民向けアンケート調査において、「市役所の窓口で自分の国のことばを使いたい。」という方が 20.3%いるという結果が出ていることから、市役所での多言語相談体制を推進していく必要があります。

◆施策２の主な取り組み

取組名	取組内容	担当課
ユニバーサル窓口での多言語相談対応	日本語に不安がある外国人市民に対し、130以上の言語に翻訳する字幕表示システムを利用したユニバーサル窓口を設置します。	関係各課
外国人無料弁護士相談会の実施	国（東京出入国在留管理局）と協力して、外国人市民向けに法律や生活に関する悩みを、弁護士等に相談できる相談会を開催します。	みんなで課
多言語音声翻訳機器などの翻訳機器の活用 【再掲】	窓口部門で多言語対応が必要な場合、翻訳機器での通訳を行います。	関係各課
市役所窓口の三者間通話 【再掲】	外国人市民が、医療、福祉、出産・子育て等の生活に関わる様々な事柄について、相談や各種申請手続などのために窓口を訪れた際に、国（出入国在留管理庁）が提供する通訳支援事業を利用し外国人市民との円滑なコミュニケーションを支援します。	関係各課

施策３ 日本語教育の推進

日本語教育については、「四街道市国際交流協会」が日本語教室を週３回開催していますが、外国籍市民の増加に伴い、待機者が出ています。更に、外国人生徒の中には、母国や日本の中学校を卒業したにもかかわらず、日本語ができないことが原因で高校へ進学できない生徒も多くいる状況です。

千葉市で活動している「多文化フリースクールちば」（※１）は、高校へ進学できない生徒を支援しており、本市のアフガニスタン人などが多く通っています。

外国人市民は、年齢や生活の状況に応じて、異なる「日本語の使い方」や「日本語に対する支援」が必要となります。これは、日本語が単に一つの言語として存在するのではなく、ライフステージによって求められる語彙や表現、理解力、使用場面が大きく異なるためです。たとえば、幼児期の子どもには、家庭や保育の場で用いられるやさしい言葉や、遊びを通じた言語習得の支援が必要です。一方で、小・中高生には、学校教育に必要な日本語や、集団生活における言語表現が求められます。また、成人期には、就労に関する専門的な語彙や、行政手続き、子育て、地域活動など、より実用的で多様な日本語が必要になります。このように、ライフステージごとに日本語の使い方や求められるスキルが異なるため、それぞれの段階に応じたきめ細やかな支援が不可欠であり、年齢や生活に応じた、段階的で実用的な日本語教育を充実させていくことが必要です。

※１ 多文化フリースクールちば

千葉市で活動する母国または日本の中学校を卒業している外国にルーツのある子どもを対象に、高校進学を目指す学びの場を運営しているＮＰＯ法人。

◆施策３の主な取り組み

取組名	取組内容	担当課
日本語教育機関への支援	外国人市民が継続的に日本語を学習するための機会を提供している市民団体や地域での取り組み等を支援し、ライフステージごとの日本語教育を充実します。	みんなで課
語学指導員の派遣	小・中学校において、日本語指導が必要な児童・生徒に対し、学校の要請に応じて語学指導員を派遣します。	学務課

基本方針２ 生活支援

施策１ 教育に関する支援

市教育委員会は、日本語指導が必要な外国人児童・生徒に対して、学校の要請に応じて語学指導員を派遣しています。また、入学を控えている外国人児童・生徒の保護者向けに、入学までの案内や就学時健康診断の通知を多言語で実施しています。

現在、市内の全ての小中学校からの要請に応じて、語学指導員を派遣しています。

しかし、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導時間は、１人あたり月に１～５時間程度にとどまっており、文部科学省が目安として示す「週８時間」には達していないのが現状です。

また、現在派遣しているペルシャ語ダリー語対応の語学指導員は、市内在住の専門学校生や大学生などの学生を中心に雇用しているため、継続的かつ安定的な人材確保が課題となっています。

このような課題がある中で、ライフステージの初期段階である外国人児童・生徒に対する日本語指導を推進します。

◆施策１の主な取り組み

取組名	取組内容	担当課
入学に関する情報の提供	小・中学校に入学を控えている児童・生徒の保護者向けに、入学までの案内や就学時健康診断の通知を多言語で行います。	学務課
児童・生徒の保護者に対する情報の提供	小・中学校において、日本語に不安がある外国人児童・生徒の保護者に対して多言語での通知をします。	学務課
語学指導員の派遣 【再掲】	小・中学校において、日本語指導が必要な児童・生徒に対し、学校の要請に応じて語学指導員を派遣します。	学務課
小学校入学説明会での通訳者派遣	小学校からの要望に応じて、入学説明会に通訳者を派遣します。	学務課
国際理解教育の推進	小・中学校において、各教科等の学習の中で自国や他国の文化を学ぶ機会の設定や体験的な学習活動に取り組みます。	指導課
多言語による本の読み聞かせや文化紹介	外国人市民と日本人市民が参加できる、多言語による本の読み聞かせや展示等を実施します。	図書館
ライフステージに応じた支援の連携	出産・子育て、介護などライフステージに応じて生じる課題について、外国人市民が日本人市民同様に適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わる様々な主体との連携を図ります。	関係各課
スクールソーシャルワーカーの配置	多様化する青少年問題に対して、専門的な支援ができるスクールソーシャルワーカーを配置し、学校及び家庭を支援します。	青少年育成センター

施策２ 医療・保健・福祉・子育て等に関する支援

健康診断や 119 番通報などで、言語の壁により正確な問診の実施が困難な状況にあり、対応に多くの時間を要するなど問題が生じています。文化・言語の違いを理解した上で、外国人市民が利用しやすい体制を整えていく必要があります。また、外国人市民の年齢階層別人口割合は、生産年齢人口に該当する年齢の比率が高い状況ですが、将来的に高齢化が進行した際、医療や介護などで外国人市民向けの高齢者施策も必要となってきます。

日本社会において人口減少、少子高齢化が進む中、外国人市民が経済活動、地域活動の担い手として期待されていることから、外国人市民に対して、安定した就労機会等を得られるよう、ハローワークや商工会、くらしサポートセンターみらい等と連携し、就労支援を行います。

◆施策２の主な取り組み

取組名	取組内容	担当課
健康診断等における外国人市民への配慮	文化・言語・制度の違いを理解し、外国人市民が受診しやすい健康診断等の実施を図ります。	健康増進課
緊急時（119 番）の電話翻訳サービス	外国人市民から 119 番通報を受けた際に、円滑に出動するため、通報者、ちば消防共同指令センター管制員と多言語通訳コールセンター員との 3 者通話を行います。	消防署
多言語翻訳ツールによる救急対応	多言語音声翻訳アプリケーション「救急ボイストラ」やコミュニケーションカードを利用した外国人市民への救急対応を実施します。	警防課
ハローワークや商工会、くらしサポートセンターみらいなどとの連携による就労支援	外国人市民へ、ハローワークや商工会、くらしサポートセンターみらいなどと連携し、就業に関する情報提供を行います。	産業振興課 社会福祉課
ライフステージに応じた支援の連携【再掲】	出産・子育て、介護などライフステージに応じて生じる課題について、外国人市民が日本人市民同様に適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わる様々な主体との連携を図ります。	関係各課
生活のルールに関する情報提供【再掲】	国（出入国在留管理庁）が作成した外国人市民のための生活オリエンテーション動画を市ホームページやチラシ等で周知します。	みんなで課
住宅の確保に関する情報提供【再掲】	住宅の確保に配慮が必要な外国人市民に対して、住まい探しをサポートする不動産仲介業者の情報を提供します。	みんなで課
ごみ出しルールの多言語対応【再掲】	ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」や市ホームページにおいて、多言語に対応したごみ分別表や収集スケジュールを提供します。また、指定ごみ袋本体及び外装袋の表示を多言語化します。	廃棄物対策課 クリーンセンター

施策3 防災・災害時の対策

外国籍市民向けアンケート調査において、37.8%の方が、「地震や台風のとくに逃げるところを知らない。」という結果になっています。外国人市民は、日本における災害に対する理解の不足や、日本語がわからないことにより、災害時の対応や情報の入手が難しいことが課題となっています。今後は、外国人市民の生命、身体と財産を守るため、防災に関する情報をわかりやすく提供していく必要があります。

◆施策3の主な取り組み

取組名	取組内容	担当課
備蓄食料の多様化	非常用食料としてハラルフードを備蓄し、災害時にムスリムの被災者が安心・安全を認識したうえで食事できる環境づくりを実施します。	危機管理室
防災知識の普及や意識啓発	やさしい日本語による災害や防災等に関する情報を提供します。	危機管理室
災害時外国人サポーターの養成	災害時に外国人市民を支援するためのボランティアを養成するとともに、関係者とのネットワークづくりを図ります。	みんなで課

基本方針3 誰もが活躍できる地域づくり

施策1 多文化共生意識の啓発・醸成

外国籍市民向けアンケート調査において、「自分の住んでいるところや会社で不快な思いをしたことがあるか」の問いに対して、「よくある」、「たまにある」と回答した方は、合わせると25.9%になります。また、平成28年の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の制定により、地方公共団体では地域の実情に応じて、相談体制の整備、啓発活動などに取り組むこととされました。

日本人市民向けアンケート調査においては、「地域に外国人が増えることでどのような影響があるか」の問いに対して、「文化や習慣の違いからトラブルが増える」と回答した方が58%、次に「国際理解・異文化体験の機会が増える」と回答した方が43.3%いました。このように外国人市民に対する感情が交錯する中、国籍等に関わらず住民同士が地域の一員として支え合う地域づくりのために、外国人市民と日本人市民が相互に理解できるよう多文化共生意識の啓発・醸成に努めるとともに、外国人市民に対する不当な差別的言動の防止に取り組みます。

◆施策1の主な取り組み

取組名	取組内容	担当課
姉妹都市短期留学に係る国際交流	姉妹都市短期留学事業として、アメリカ合衆国カリフォルニア州リバモア市と中学生の受け入れ及び派遣によるホームステイ、学校交流などを通して、市民の姉妹都市交流及び国際理解の促進を図ります。	みんなで課
多文化共生に係る研修の開催	市職員を対象としたやさしい日本語等の研修を実施することで、多文化共生の意識を高めます。	みんなで課
不当な差別的言動の解消と防止のための啓発	外国人市民に対する不当な差別的発言の防止のため、啓発活動等に取り組みます。また、差別を受けた場合の相談に対応します。	みんなで課
多文化共生の意識啓発	多文化共生推進の考え方等を市ホームページや市政だより等で啓発活動を行います。	みんなで課
多文化共生に係るイベントの開催	外国人市民と日本人市民が共生する地域づくりの推進に向けて、だれもが参加しやすいイベントの開催に努めます。	みんなで課

施策２ 外国人市民の社会参画支援

外国籍市民向けアンケート調査では、「自治会に入っていない」と回答した方が56.4%いる一方で「地域の活動やまちづくりの活動をしてみたいか」の問いに対し、「今もしている・したことがある」と回答した人が5.6%、「ぜひ活動したい」、「好きなものがあれば活動してみたい」と回答した人が合わせて49.6%でした。外国籍市民の約半数が地域活動への参加を希望していますが、実際に参加している人は非常に少ないという結果になりました。

隣近所の交流により、防災・医療など様々な問題を解決できることもあります。外国人市民に対する地域社会への参加に関する情報提供の充実と、多くの外国人市民が参加しやすい仕組み作りを支援していきます。

◆施策２の主な取り組み

取組名	取組内容	担当課
区・自治会活動への理解促進	区・自治会に関する情報の多言語及びやさしい日本語での提供や外国人市民への周知などを促進します。	みんなで課
区・自治会活動などへの参加に係る支援	区・自治会などにおいて外国人市民が参加しやすい防災訓練等のイベントの企画、多言語及びやさしい日本語での案内の作成など、外国人市民が地域の活動に参加しやすい仕組み作りを支援します。	みんなで課
多文化共生を推進するキーパーソンの発掘	四街道市国際交流協会と連携し、外国人市民が抱える課題や問題を適切に支援できるよう、キーパーソンや外国人コミュニティを発掘します。	みんなで課
国際交流・多文化理解・交流イベントの支援	四街道市国際交流協会等主催によるスピーチコンテストや料理教室等のイベント開催を支援します。	みんなで課
ハローワークや商工会、くらしサポートセンターみらいなどとの連携による就労支援 【再掲】	外国人市民へ、ハローワークや商工会、くらしサポートセンターみらいなどと連携し、就業に関する情報提供を行います。	産業振興課 社会福祉課

資料編

○プラン策定の経過・コラム

○各種アンケート調査結果

○四街道市多文化共生推進プラン策定懇談会設置要綱

○四街道市多文化共生推進プラン策定本部要綱